

貸借対照表の注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 動産不動産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	35年～47年
動産	2年～20年
5. 自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,594百万円であります。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。なお、平成18年4月1日付で、規約型確定給付企業年金制度（キャッシュバランスプラン）に移行することとともない、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用する予定であります。

過去勤務債務	その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を（それぞれ発生翌期から）費用処理

なお、会計基準変更時差異（230百万円）については、10年による按分額を費用処理しております。また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当該企業年金制度における当金庫の年金資産（掛金拠出割合按分額）は2,214百万円であります。
9. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、この引当金は信用金庫法施行規則第5条の2の5に規定する引当金であります。
10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
11. 理事及び監事に対する金銭債権総額 36百万円
12. 動産不動産の減価償却累計額 1,238百万円
13. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,435百万円、延滞債権額は5,613百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
14. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は147百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

15. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,310百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
16. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は9,507百万円であります。なお、13. から16. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
17. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したもとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、3,545百万円であります。
18. 手形割引は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は137百万円であります。
19. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|----------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 105百万円 |
| 預け金 | 1,016百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 210百万円 |
- 上記のほか、為替決済の取引の担保として、有価証券2,261百万円及び預金2,100百万円を差入れております。
20. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金700百万円が含まれております。
21. 出資1口当たりの純資産額 32円66銭
22. 信用金庫法施行規則第10条の20第2号に規定する時価を付したことにより増加した純資産の額は、420百万円であります。
23. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、27. まで同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	2,361	2,315	△45	0	45
地方債	-	-	-	-	-
社債	156	160	4	4	-
その他	1,939	1,853	△85	41	126
合計	4,456	4,330	△126	46	172

その他の有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	486	1,368	881	891	10
債券	15,241	14,905	△336	29	366
国債	5,933	5,776	△156	23	179
地方債	1,994	1,936	△57	-	57
社債	7,313	7,191	△121	6	128
その他	1,193	1,253	59	79	20
合計	16,921	17,526	605	1,001	396

なお、上記の評価差額から繰延税金負債184百万円を差し引いた額420百万円が「株式等評価差額金」に含まれております。

24. 当期中に売却した満期保有目的の債券は次のとおりであります。

(単位:百万円)

売却原価	売却額
	該 当 な し

25. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位:百万円)		
売却額	売却益	売却損
2,172	41	3

26. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

その他有価証券

非上場株式(店頭売買株式を除く) 136百万円

27. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

単位:百万円				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	731	4,923	10,463	1,303
国債	294	1,132	5,407	1,303
地方債	-	99	1,837	-
社債	436	3,692	3,217	-
その他	100	504	704	1,023
合計	831	5,428	11,167	2,326

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、11,092百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが6,674百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当期から適用しておりますが、これによる税引前当期純利益に対する影響はありません。

損益計算書の注記

(注記)

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. その他の特別利益の内訳
 - ①一般貸倒引当金戻入 40,591千円
3. その他の特別損失の内訳
 - ①デリバティブ取引評価益戻入(前期) 5,594千円
 - ②デリバティブ取引評価損 117,048千円
4. その他の特別損失には、当金庫職員による事故額68,990千円を含んでおります。
この事故額は、保険金による回収見込額が不明のため金額を損失として計上しております。
5. 出資1口(5円)当たりの当期純利益金額
 - ①1円04銭